

宝塚市立美座小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

本校は、「自ら学び 心豊かで たくましい 子どもの育成」を学校教育目標として、めざす子ども像である「人を大切にする子」「よく考える子」「努力する子」「たくましい子」の育成に向けた教育活動に取り組んでいる。また、保護者や地域と連携を図り、子どもたちの健全な成長を目指している。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、その第13条に学校がいじめ防止基本方針の策定が義務付けられた。本校でも全ての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないように全教職員でいじめに対峙するため、いじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応）についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定する。

1 いじめの基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは

『本校に在籍する児童に対して、一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの』である。

（いじめ防止対策推進法第二条）

(2) いじめの具体的な態様

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(3) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら、双方を経験する場合もある。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉毀損、侮辱等の刑罰法令に抵触する可能性がある。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者への転換を促すことが重要である。

(4) いじめへの対応

○「生徒指導提要」と、「いじめ対応の重層的支援構造」に基づいた指導を進める

【生徒指導提要 第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導】

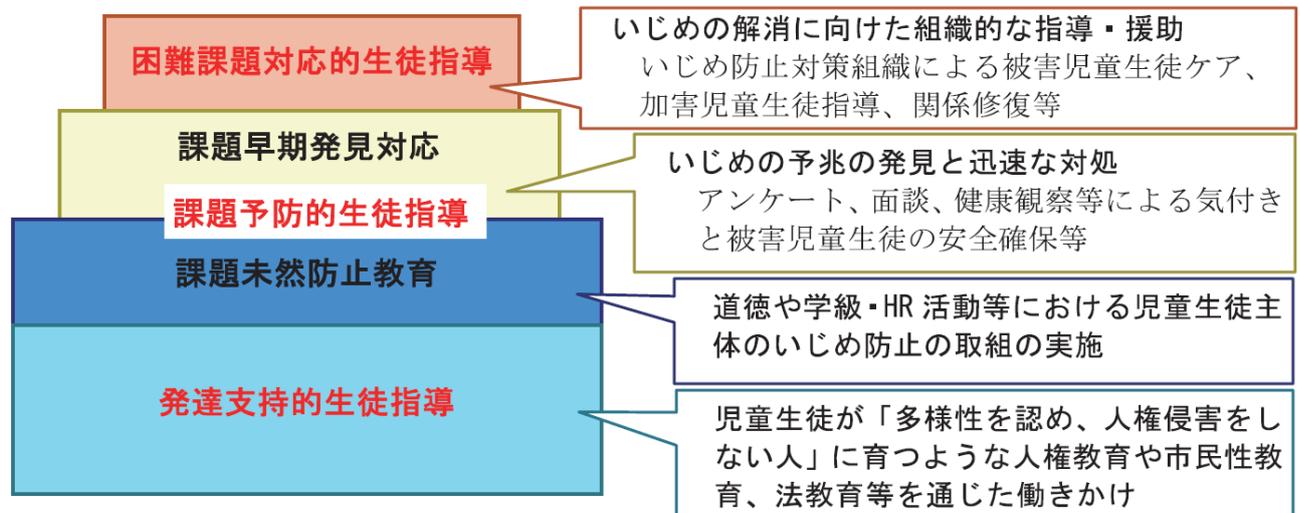
第4章 いじめ

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 4.1 いじめ防止対策推進法等 | 4.2 いじめの防止等の対策のための組織と計画 |
| 4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造 | 4.4 関係機関等との連携体制 |

(文部科学省 HP 生徒指導提要リンク先 URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm)



いじめ対応の重層的支援構造



2 いじめ防止委員会の設置

学校は、「いじめ防止委員会」を設置する。いじめ防止委員会は、学校全体でいじめを防ぎ、早期発見、迅速に対応するための組織である。

(1) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、生活指導、各学年のいじめ防止委員会担当教員、養護教諭等、実情に応じて決定する。また、個々の事案の対処等にあたっては、関係の深い教職員を追加する。必要に応じて、SC、SSW、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家と連携し、いじめ問題の解決に取り組む。

(2) 役割

いじめ防止委員会は、次の役割を担う。

- ①「いじめ防止基本方針」を作成し、年間計画と校内研修を企画する。
- ②いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- ③いじめの相談・通報の窓口となり、情報を収集・整理・記録して共有する。
- ④いじめの疑いのある情報があった場合、
 - i 緊急会議を開催（情報の迅速な共有）
 - ii 調査の実施（関係児童へのアンケートや聞き取り）
 - iii 体制構築（指導・支援）
 - iv 方針の決定と保護者連携といった対応を行う。
- ⑤「いじめ防止基本方針」を PDCA サイクルで点検し、取り組みの効果を検証する。
- ⑥いじめ重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体となる。

3 いじめの未然防止

(1) 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる

①人権教育の充実

「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを教職員が認識し、児童に理解させ、互いの人権を尊重する心を育まなければならない。本校では、全ての教育活動の中に人権尊重の視点を持ち、人権が守られる学校・学級づくりに取り組む。また、人権週間や人権参観授業、保護者啓発など、あらゆる機会の中で人権教育を進めていく。

②道徳教育の充実

児童が、道徳的諸価値を基に、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を養う。また、道徳性が培われることで、道徳的実践がより確かなものになり、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめの防止に有効である。

③体験活動の充実

体験的な活動は、児童の豊かな人間性や価値観を育み、自尊感情や仲間意識、自己肯定感を高める。環境体験学習、自然学校、修学旅行、地域の大人との交流など、さまざまな体験を通して、児童は社会とつながり、生きる力を身に付ける。

④わかる授業づくり、楽しい授業づくりの推進

学校の多くの時間を占めるのは授業である。「授業は最大の生徒指導である」という言葉にあるようにわからない授業、楽しくない授業は、児童の問題行動を生む要因のひとつである。児童が学ぶ喜びを感じることができるよう「わかる授業・楽しい授業」づくりに取り組み、授業改善を図る。

児童生徒の自信につなげる「とっておきの言葉」

- ・「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- ・「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- ・「ああすることは、とても勇気のいることだったでしょう。感心したよ。」
- ・「あなたのあいさつで、とても気持ちが明るくなったよ。」
- ・「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- ・「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」

先生、ありがとう

やる気になってきた
次回もがんばろう

〈小学生の心に残ることば〉

- ・そうだね。つらいよね。
- ・わたしも苦手でしたよ。一緒にがんばりましょう。
- ・さわやかなあいさつだね。
- ・そういう考え方もあるね、よく考えたね。
- ・ここがいいね、これがいいね。

〈中学・高校生の心に残ることば〉

- ・心配しているから、ゆっくり話を聞かせて。
- ・あなたらしさを大切にしてほしいなあ。
- ・一緒にピンチを乗り越えようか。
- ・可能性という自分自身の扉を開こう。
- ・幸せになってほしいなあ。
- ・〇〇には、あなたが必要なんだ。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- ①教職員の姿勢 ～ 安心と信頼
- ②配慮を要する児童を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開する
- ③自己肯定感・自己有用感を高める教育活動
- ④特別活動の充実

「自己理解」「相手を思いやる」「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」いじめ防止の取り組みを自分たちで考え実施する

児童生徒が主体的に取り組む活動例

児童会・生徒会活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進めることは、効果的な方法です。

<実践例1>異年齢交流

新入生を迎える会の開催、給食の準備や片付けの手伝い、読み聞かせの会、縦割り班での清掃活動・児童会活動・運動会等での取組を通して、お互いに認め合い、助け合う関係が築けた。

<実践例2>「いじめSTOP!」宣言

学校で児童会・生徒会が中心となり、「いじめSTOP!」を宣言する。相談箱の設置、標語の募集、ポスターづくり等の取組を進め、生徒会から全校生徒へ運動を広げた。

<実践例3>自主ルールづくり

生徒会が中心となり、スマートフォン等の使用について、ルールを自分たちで考え実行する等の取組を行い、SNS等における不適切な書き込み等をしないように呼びかけた。

<実践例4>いじめ防止サミット

市内全小中学校代表児童生徒と教職員による「いじめ防止サミット」を開催し、一緒にいじめ防止策等を議論。後日、児童会・生徒会が中心に縦割り行事や学校間リモート交流会を行い、取り組みを広げた。

(3) 児童理解に基づく実態把握

- ①教職員の観察力、気づく力を高める
児童のささいな言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量る感性を高める。
- ②実態把握(複眼的、多角的な視点)(心の健康観察等)(引継ぎ体制)

(4) 保護者や地域の方への働きかけ

- ①学校における「いじめの実態」や「学校いじめ防止基本方針」などの情報提供を行う。
- ②いじめの未然防止における家庭教育の大切さなど、保護者に理解してもらうための研修や広報活動を積極的に行う。
- ③いじめに対する家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できるよう、情報窓口や連絡体制の周知を図る。

4 いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見に向けて

① いじめの兆候を察知しようとする姿勢 ～ 違和感に気付く

- ・初期段階で諸課題を発見し、早期に教育相談や家庭訪問を行い、迅速に対応する。
- ・重く受け止め、迅速かつ適切に対応する。

② いじめに気付く力を高める ～ 組織的な気付きを高める

- ・組織的な気付きを促し、全校を挙げて問題に取り組むことで見落としや判断の見誤りを防ぐ

(2) 定期的なアンケート調査等の実施

いじめ実態把握のため、学期に1回以上いじめに関するアンケート調査を実施し、担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録、共有する。また、回答結果に応じて、臨床心理士によるカウンセリングなども活用する。さらに「いじめ早期発見のためのチェックリスト(小学校)」を活用し、いじめの早期発見に努める。

アンケートの保存期間について、回答用紙は児童が卒業するまで、回答を取りまとめた文書については、5年間とする。

(3) 相談しやすい環境づくりを進める

① 本人からの訴え

- ・心身の安全を保証する・・・言葉かけ、別室の用意、心のケア
- ・事実関係や気持ちを傾聴する・・・可能な限り具体的な内容を聞き取る

② 周りの児童からの訴え

- ・いじめの情報を伝えた児童への新たないじめが起きないように場所や時間を確保する
- ・いじめの情報の発信元は絶対に明かさないと伝える、安心感を与える

③ 保護者との関係づくりを

- ・日頃からの信頼関係を築く ～ 問題が起きてない時にも家庭訪問、電話連絡

④ 教職員のカウンセリングマインドの向上

- ・児童の言葉を受け止め、児童の立場に立ち、児童を守る姿勢で傾聴する

5 いじめの早期対応

(1) いじめの情報を得た時の対応

いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止める。児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、早い段階からの確に関わりを持ち、真摯に傾聴するとともに、安全を確保する。いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に情報を提供し、組織的な対応を行う。事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

(2) いじめ対応の基本的な流れ

① いじめ情報のキャッチ

- ・いじめ防止委員会を招集する。
- ・被害児童を徹底して守る。
- ・見守り体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

② 正確な実態把握

- ・関係児童、周りの児童から聞き取る(原則として個別に聞き取る)
- ・記録(児童が話した通りに記録する)
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する
- ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する

③ 指導体制、方針決定(重大事態の判断)

- ・指導のねらいを明確にする
- ・すべての教職員の共通理解を図る
- ・対応する教職員の役割分担を考える
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る

※重大事態の判断

- ・生命や身体の安全がおびやかされるような重大な事案及び学校だけでは解決が困難な事案
→ 緊急に協議し、教育委員会・警察へ連絡

④ 児童の指導・支援

- ・被害児童・・・児童を守る姿勢を示し、プライバシーに配慮しつつ保護者への迅速な報告と支援体制を整え、安心できる学校環境を確保する
- ・加害児童・・・いじめた児童への事実確認を行い、保護者と連携して対応し、責任の自覚と健全な成長に配慮しつつ、必要に応じて懲戒を市教育委員会と協議の上で実施する
- ・周りの児童・・・いじめを見た児童には通報の重要性を指導し、同調行為はいじめ加担であると理解させ、学級全体でいじめ根絶に取り組む態度を養う

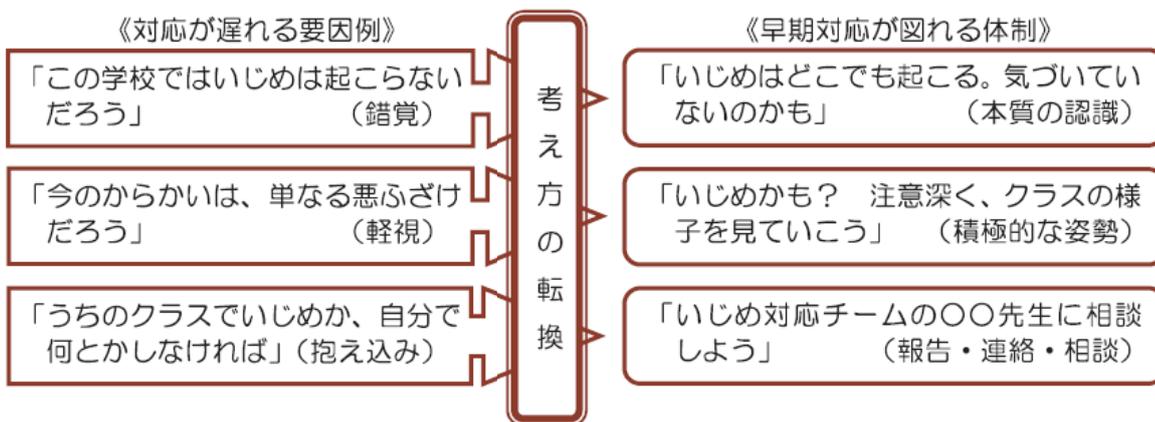
⑤ 保護者との連携

- ・直接会って、具体的な対策を話す
- ・関係児童（被害、加害）の保護者の協力を求め、今後の学校との連携方法話し合う
- ・窓口となる教職員を明確化する

⑥ その後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う
- ・SC等の活用も含め、心のケアに努める
- ・学級が安全・安心な場になるように、誰もが大切にされる学級経営を行う

(3) 迅速に対応するために ～ 考え方の転換を



(4) 重大事態に発展させないために

① ケースに応じた対応

・適切な対応を怠れば、どのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに関する情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討する。

【問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケース例】

- ① 周りからは仲がよいと見られるグループ内でのケース
- ② 閉鎖的な部活動内でのケース
- ③ 被害と加害が錯綜しているケース
- ④ 教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- ⑤ いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊的状况にあるケース
- ⑥ いじめが集団化し孤立状況にある（と被害児童生徒が捉えている場合も含む。）ケース
- ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース
- ⑧ 学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

(参考：生徒指導提要 P137)

いじめ問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースについては、できるだけ早い段階から、SC や SSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める。

【対応の流れ】	
ケース会議 の中で	①アセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等）を行う。 ②アセスメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行う。
ケース会議 後に	③被害児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、 <u>同意を得る</u> 。 ④指導・援助プランを実施する。 ⑤モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状態の把握等）を行う。

※問題によっては、警察に相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図ることや、関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行うことが、学校と保護者の信頼関係を築くことにつながります。

②チーム支援による組織的対応

生徒指導の諸課題を解決するためには、学級・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込まずに生徒指導担当等と協力して、機動的連携型支援チームで対応することが求められます。また、対応が難しい場合は、生徒指導担当や教育相談コーディネーター、学年代表、養護教員、SC、SSW 等校内の教職員が連携・協働した校内連携型支援チームによる組織的対応が重要となります。

さらに、深刻な課題は、校外の関係機関等との連携・協働に基づくネットワーク型支援チームによる地域の社会資源を活用した組織的対応が必要になります。

（参考：生徒指導提要 P21、91～93）

【学校がチームとして機能するために】

教職員同士（事務職員や学校用務員、SC、SSW 等も含む）や教職員と多職種の専門家、地域の人々が連携・協働して教育活動を展開することが求められます。しかし、知識や経験、価値観や仕事の文化の違う者同士が関係性を築いていくのはそれほど簡単ではありません。専門性に由来するそれぞれに特有の文化やものの見方をお互いに理解し、考え方や感じ方の溝を埋めることが必要になります。学校を基盤としたチームによる連携・協働を実現するためには、教職員、多職種の専門家など、学校に関係する人々に次のような姿勢が求められます。

①一人で抱え込まない

一人でやれることには限界があります。一人で仕事をこなさなくてはという思い込みを捨てて組織で関わることで、児童生徒理解も対応も柔軟できめ細かいものになります。

②どんなことでも問題を全体に投げかける

些細なことでも、学年会や校務分掌の会議、職員会議、ケース会議等に報告し、常に問題を学年全体、学校全体として共有する雰囲気を生み出すことが大切です。

③管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる

情報の収集と伝達を円滑に進めるためのネットワークを学校の内外につくり、連携した行動の核となる司令塔（コーディネーターの役割を果たすミドルリーダー）の存在が不可欠です。

④同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする

思い込みや独善を排するためには、常に自分たちの考えや行動を自己点検する必要があります。同僚の教職員間で継続的に振り返りを行うことで自身の認知や行動の特性を自覚することができ、幅広い他者との協働が可能になります。

（参考：生徒指導提要 P71～72）

(5) いじめの解消・特に配慮を要する対応

① いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為が止んでいること
- ・いじめ行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること(少なくとも3か月を目安)
- いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ・児童及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する

※解消を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続ける

② 特に配慮を要する児童への対応

- ・発達障害を含む、特性のある児童に関すること
- ・海外から帰国した児童、外国にルーツをもつ児童に関すること
- ・LGBTQ+に係る児童に関すること
- ・震災等の被災や避難、感染症等の罹患に関すること

6 ネット上のいじめへの対応

インターネット等を介したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校では「授業づくり」「仲間づくり」「児童の主体的な活動」等の取り組みとともに、児童、保護者に対して、警察や通信会社等と連携を図り、情報モラルに関する教育に取り組む。また、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者に対しても家庭における保護者の責務や家庭での教育の必要性について周知する。

教職員は、児童の些細な人間関係や生活、心情の変化を捉えるため、アンテナを高く張る必要がある。ネット上の不適切な書き込みや画像等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとり、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じることとする。

こうした措置をとるにあたり、教育委員会に報告するとともに、必要に応じて法務局等の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切な援助を求める。また、法務局等におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取り組みについても周知する。

7 いじめ重大事態への対応

(1) いじめ重大事態の定義

法におけるいじめの重大事態の定義（第28条第1項）



一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（1号：生命・心身・財産重大事態）

（該当する事案例）文部科学省いじめの重大事態の調査に関するガイドライン別添資料1 抜粋
 ・（生命）自殺を企図 ・（心身）暴行により骨折 ・（心身）心的外傷後ストレス障害との診断 ・（財産）金銭を強要 等

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（2号：不登校重大事態）

相当の期間とは、不登校の基準の年間30日を目安としますが、一定期間連続して欠席している場合には、30日に到達する前から教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

※いじめの重大事態は、事実関係が確定した段階ではなく、「疑い」も含む。そのため、疑いの段階から対応を開始する必要がある。重大な被害が生じる前に、いじめの早期発見、早期対応を行うことが大切である。

(2) 児童・保護者から申し立てを受けた場合の対応

- ① いじめの事実の有無の確認を行う（法第23条2項）
- ② 当該児童が話しやすい場を設定し、傾聴、組織的に適切な対応につなぐ
- ③ 「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった時には、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる
- ④ 既に卒業した児童・保護者から在籍時のことで申し立てがあった場合も調査に当たる

(3) いじめ重大事態の調査に関するガイドライン

ガイドライン（改訂版）の構成

調査の目的や平時からの備え等一般的な事項	第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的 第1節 重大事態調査の概要 第2節 重大事態調査を実施する目的 第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え 第1節 学校における平時からの備え 第2節 学校の設置者における平時からの備え 第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢 第1節 調査を行うに当たっての基本的姿勢 第2節 重大事態調査中における学校の対応 第3節 対象児童生徒・保護者への接し方 第4節 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応	
実際に重大事態が発生した場合における流れ	第4章 重大事態を把握する態勢 第1節 重大事態調査の定義 第2節 児童生徒・保護者から申し立てを受けた場合の対応 第5章 重大事態発生時の対応 第1節 重大事態の発生報告 第2節 重大事態発生時の初動対応 第6章 調査組織の設置 第1節 調査主体の決定 第2節 調査組織の構成の検討 第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明 第1節 事前説明等を行うに当たっての準備 第2節 対象児童生徒・保護者に対する事前説明 第3節 関係児童生徒・保護者に対する説明等 第8章 重大事態調査の進め 第1節 調査の進め方についての事前検討 第2節 調査の実施 第3節 調査報告書の作成 第9章 調査結果の説明・公表 第1節 対象児童生徒・保護者への調査結果の説明 第2節 いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明 第3節 地方公共団体の長等への報告及び公表 第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護 第1節 個人情報保護法に基づく基本的な対応 第2節 調査報告書の提示・提供について 第3節 調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係 第11章 調査結果を踏まえた対応（各節略） 第12章 地方公共団体の長等による再調査（各節略）	
個人情報保護に関する事項		
調査終了後の対応と再調査		

(4) 重大事態の判断および調査主体の判断

- ①単に特定の教職員のみによる判断ではなく、教育委員会又は学校(いじめ防止委員会)が判断を行う
- ②重大事態の調査主体を決める判断

教育委員会が主体となるか、学校が主体となるかの判断は、個別の重大事態の状況に応じて、教育委員会が行います。

1号は教育委員会等、2号は学校が調査主体になることが原則となりますが、学校の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会等が主体で調査を行うことになります。(調査組織の種類は P31 参照)

(5) 重大事態の調査目的

①事実関係を可能な限り明らかにし、②当該重大事態への対処(対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等)及び、③同種の事態の再発防止策(教育委員会及び学校が今後取り組むべき対応策)を講ずることを行うことを目的としています。

2号の不登校重大事態が発生し、現在も対象児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、不登校状態の解消も調査の目的に含まれます。

※重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない。

(6) 平時の備え

- ①全教職員が、法や基本方針、ガイドライン、生徒指導提要等を理解し、重大事態に対してどう対処すべきかを認識しておくこと
- ②いじめ防止委員会が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築すること

学校における平時からの備え（ガイドライン第2章参照）

- ・いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底する。
- ・重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて迅速かつ適切に対応できるよう備える。
- ・年度初めの職員会議や行内研修等の実施により、全教職員が学校いじめ防止基本方針や、法、基本方針等の理解を深め、重大事態への対処法や役割分担について認識しておく。
- ・学校いじめ防止基本方針は入学時・各年度の開始時に児童生徒や保護者、関係機関等に説明する。
- ・いじめ対応チームは、いじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実行的・組織的に行うための中核となる。
- ・いじめ対応チームはいじめの疑いがある場合の調査等を行い、いじめの疑いや重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担う。
- ・校長のリーダーシップの下、生徒指導担当教員等を中心として、組織的な支援及び指導体制を構築する。
- ・学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において、定例会議の開催を位置づけるとともに重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全教職員の理解を深める。
- ・いじめへの対応で判断に迷ったり、児童生徒・保護者がいじめの調査結果に納得していない場合等は、教育委員会に相談する。
- ・重大事態の調査を行う際は、「確認できた事項」「確認できなかった事項」等の記録を残し、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録が望ましい。
- ・日頃の学校教育活動の中で、作成、取得したメモ等をそのままにせず、文書管理規則等に基づいて、適切に管理する。そのため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えておくことも考える。記録等の保管期間についても学校として明確に規定しておく。
- ・認知したいじめへの対応を行う中で、重大な被害が疑われたり、不登校につながる可能性が高い児童生徒については、その保護者に対し重大事態の調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有することが望ましい。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合は、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に周知しておく。

(7) 重大事態の調査を行う際の姿勢及び調査中の学校での対応

① 調査を行う際の基本姿勢

基本的姿勢 (ガイドライン第3章参照)

- 対象児童生徒やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい」、「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明します。
- 教育委員会及び学校は自らも調査対象であることの認識をもちながら、自らの対応について、たとえ不都合があったとしても、事実関係を明らかにし、自らの対応を真摯に見つめ直すとともに、再発防止策を確実に実践します。
- 重大事態調査を適切に実施する視点を持ち、取り組むことが必要です。

【重大事態の調査を適切に実施する視点】

- 真摯な態度で取り組むこと
- 公平・中立であること
- 多くの情報を集め、客観的な分析と検証をすること
- 日ごろのいじめ防止等の対策や事案発生時の対応にどのような課題があったか検証すること
- 具体的なかつ実効性のある再発防止策を検討すること

② 調査中の学校での対応

- 重大事態の調査の実施やその対応に意識が向き、対象児童生徒に対する心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等を疎かにしてはいけません。
- 対象児童生徒の見守りや心のケア、いじめ行為が明らか場合には、いじめをやめさせ、その解消のため、関係児童生徒への指導及び支援に継続的に取り組みます。
- いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法に基づき直ちに警察と連携して対処します。
- 警察に相談・通報することは、対象児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあります。その際は、相談・通報した事案について教育委員会にも共有します。
- 迅速かつ適切な対応をとるためには、校内体制を、調査の実施やその対応を行うチームと児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの2チームに分けて対応するなど、同時並行で対処できる体制を構築することも求められます。

(ガイドライン第3章第2節参照)

児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった時、申立て時点で、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合、児童生徒を保護し、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要になります。

(8) 重大事態が発生した時の対応

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

発生に関する報告を提出(教育委員会等を通じて国へ)

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

法第28条

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

法第28条

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

調査の開始に関する報告を提出(教育委員会等を通じて国へ)

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

法第28条第2項

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)

法第30条

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査報告書を提出(教育委員会等を通じて国へ)

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力